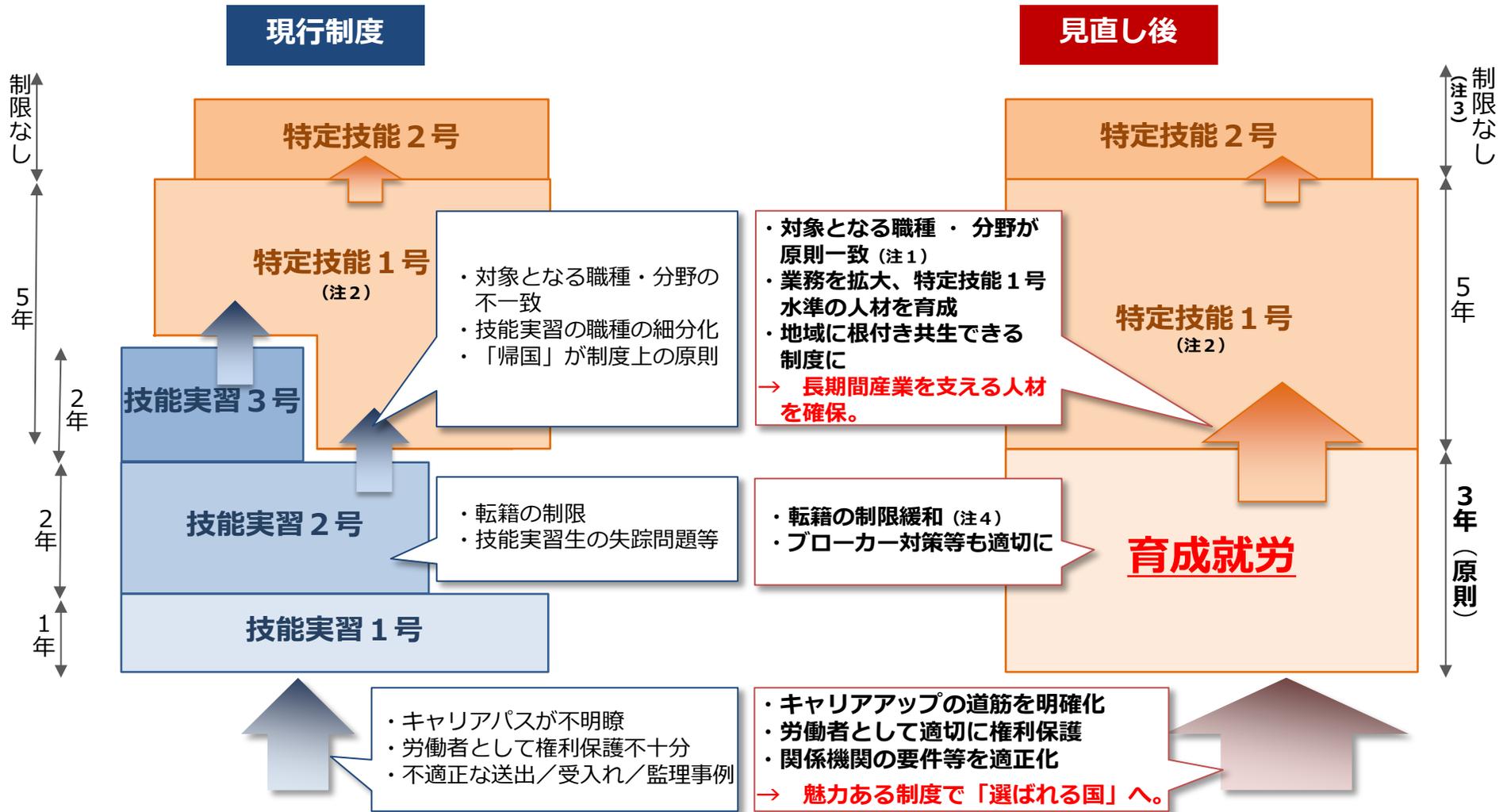


議題3 ご説明資料

育成就労制度における日本語能力向上の仕組みの 検討状況について

日本語教育推進議員連盟第21回総会
令和6年11月27日(水)
出入国在留管理庁

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

日本語能力のレベル

A 1	A 2	B1	B2	C 1	C 2
-----	-----	----	----	-----	-----



①～④の各段階で求める日本語能力の水準については、各分野の実態に応じて**上乘せすることができる。**

- ① **育成就労制度における就労開始前に合格（又は相当の講習を受講）すべき日本語能力の水準（基本はA 1相当）**
 ※ ①の試験合格に代替する日本語講習は、日本語教育機関認定法の認定日本語教育機関等による「就労」課程の講習等とする方向で調整中。
- ② **転籍を認めるための要件とする日本語能力の水準（基本はA 1～A 2相当）**
 ※ ②の水準は、①の水準から③の水準までの範囲で定めることができる。
- ③ **特定技能1号に移行するための日本語能力の水準（基本はA 2相当）**
 ※ 育成就労終了までに、外国人の受入れ機関には日本語能力向上のための方策をとることを求める方向で調整中。
- ④ **特定技能2号に移行するための日本語能力の水準（基本はB 1相当）**

技能実習

1号

2号

3号

全職種共通の要件

就労開始まで

座学による講習

- ・ 12か月の計画の場合、2か月（360時間）以上
- ・ 「技能実習の遂行や日常生活に不自由しない水準」の日本語教育を行う必要があるが、内容や時間数の定めなし

特段の定めなし

職種ごとの上乗せ要件

【介護職種】

日本語能力試験(JLPT) N 4以上又は同等試験(JFT-BasicやJ-TEST及びNAT-TESTの同等レベル以上)合格等

【介護職種】

日本語能力試験(JLPT) N 3以上又は同等試験合格等
※ N 3等の合格を目指す「日本語学習プラン」による学習でも可（附則）

【介護職種】

日本語能力試験(JLPT) N 3以上又は同等試験合格等

【任意】 実習実施者等による実習生に対する日本語学習支援

- ・ 日本語教育の内容や時間数の定めなし
- ・ 優良な実習実施者及び監理団体に関する加点対象

特定技能

1号

2号

全分野共通の要件

国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)又は日本語能力試験(JLPT) N 4以上の合格

- ※ 技能実習2号良好修了者は免除あり
- ※ 業務上必要な日本語は技能試験等で測定

分野ごとの上乗せ要件

【介護分野（例）】

介護日本語評価試験の合格

- ※ 介護職種の技能実習2号良好修了者等は免除あり

特段の定めなし

受入れ機関等による外国人に対する日本語学習の機会の提供

〔支援義務に基づき外国人の希望に応じて行うもの〕

実習開始時・2号又は3号への移行時

在留中

新規入国時・在留資格変更時

在留中